

就学校の変更及び区域外就学申請許可基準について

知多市教育委員会

この基準は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び第9条の規定に基づき、就学すべき学校の変更又は区域外就学の承諾ができる場合を定めるものとする。

区分	許可基準等	添付すべき書類
1 住所の異動に伴う場合	<p>(1) 異動予定地の学校への就学を希望する場合 住所の異動が確定していて、住所の異動が学年途中となるため、あらかじめ住所異動先の指定校への就学を希望するときは、異動予定日の学年の始めから承諾できるものとする。</p> <p>(2) 異動前の学校への就学を希望する場合 学年途中で住所を異動し、引き続き従来の学校への通学を希望するときは、当該学年末までを限度とし、承諾できるものとする。</p>	<p>家屋の新築等の場合は、建築確認済証、売買契約書等建築場所及び受け渡し期日の判明する書類の写し</p>
2 障がい等による場合	<p>児童又は生徒の心身に障がい等があり、指定校に適切な支援体制が整っていないため、隣接校等への就学を希望するときは、承諾できるものとする。</p>	<p>医師の診断書等</p>
3 通学距離による場合	<p>小学校に限り、あらかじめ、教育委員会が定めた当該小学校への受け入れ児童数の範囲内において、次の場合に承諾できるものとする。</p> <p>(1) 新たに小学1年生に就学する児童が、指定校より通学距離が短い隣接校への就学を希望するとき。</p> <p>(2) 学年途中の転入で、通学距離が指定校より短い隣接校への就学を希望するとき。</p>	
4 保護者の事情による場合	<p>(1) 保護者の就労等により、留守家庭児童を保護できる者の所在地にある学校への就学を希望するときは、小学校卒業学年末までを限度とし、承諾できるものとする。</p> <p>(2) やむを得ない事情により、一定期間児童生徒の扶養を他に依頼する場合、扶養できる者の所在地にある学校への就学を希望すると</p>	<p>(1) 就業証明書及び保護する者の承諾書</p> <p>(2) 扶養できる者の承諾書</p>

	<p>き、原則として6月を限度とし、承諾できるものとする。ただし、扶養できる者の所在地から、引き続き従来为学校への通学を希望するときは、その学年末までを限度として承諾できるものとする。</p> <p>(3) 住居の建替え等のため、他の居所に仮住まいする場合、建替え等の間、従来为学校への就学を希望するときは、建替え等が終了するまでの間に限り、承諾できるものとする。</p>	<p>(3) 建築確認済証、売買契約書等建築場所及び受け渡し期日の判明する書類の写し</p>
5 教育的配慮が必要な場合	<p>(1) いじめや不登校等により、指定校以外の学校への就学を希望するときは、指定学校長の意見を聴いた上、当該事情がやむを得ないと認められるとき承諾できるものとする。</p> <p>(2) 小学生まで行っていた部活動が指定校になく、当該部活動が行われている中学校に就学を希望するときは、就学していた小学校長の意見を聴いた上、やむを得ないと認められるとき承諾できるものとする。</p>	<p>学校長の意見書</p>
6 特例	<p>上記1から5に該当しないが、やむを得ない理由があると認められるときは、特例措置として承諾できるものとする。</p>	<p>特例措置をとるべき事情が判明する理由書</p>

備考

- 1 この基準は、平成19年7月1日以降に申し出があったものから適用する。
- 2 この基準において、それぞれの理由に該当する児童生徒に兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹についても同様に承諾できるものとする。
- 3 通学途上の安全の確保については、保護者が責任をもって対応するものとする。